



警戒情報

長崎市消費者センター

消費者を守るネット（第159号）

配信日 令和元年6月13日

ハガキやメールでの架空請求が出まわっています

<相談事例 1>

「特定消費料金未納に関する訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが届いた。法務省の関係機関からのようで、電話番号が書いてあり、期日までに電話しないと裁判になるように書いてある。とても不安。（60代女性）

<相談事例 2>

携帯電話に「利用料金の支払いが確認がとれていない。至急連絡するように」と電話番号が書かれたメールが届いた。まったく心当たりがない。どうしたらいいか。（70代女性）

「消費者センターからのアドバイス」

- どちらも架空請求の手口で、大変多くの相談が寄せられています。
- 架空請求は、ハガキやメールのほか、封書が届く事例も報告されています。
- このように心当たりのない料金を請求するハガキやメールが届いても、相手にせず、無視してください。
- 相手に連絡してしまうと、言葉巧みに個人情報を読み出されたり、不安をあおられ、お金を請求されたりします。絶対に相手に連絡してはいけません。
- 不安な時は、相手に連絡するのではなく、消費者センター又は警察に相談してください。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号メルカつきまち4階）

相談専用電話 095-829-1234（10時～17時・土日祝も可）

※月曜定休（月曜日が祝日のときは翌平日が休み）